

国指定円山川下流域鳥獣保護区

指定計画書

(案)

平成24年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

円山川下流域鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

兵庫県豊岡市気比字絹巻地先の円山川の指定区間外区間（以下「国管理区間」という。）界下流端右岸を起点とし、同所から国管理区間界を南西に進み気比ノ浜の汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み田結川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を東進し県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み田結字サゴ谷1321 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1322 - 1の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を西進し字寺谷1327の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1328の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同1329の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し字カヤノ1409の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を北東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し同1404 - 1と同1418との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字熊ノ畑1266 - 2の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1263の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1262 - 1と同1265との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同1242の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南西に進み字鳥ヶ本1078の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1079の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1073の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み農道との交点に至り、同所から同所と字辻堂前546の地番界とを最短距離で結ぶ直線を南西に進み同地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字久西452 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同440 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み同449の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同448の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同447の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同446の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同445の地番界との交点に至り、同所

から同地番界を南進し同444の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同445の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同446の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同447の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同448の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同449の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同450の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同451の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同452 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み字仲田466の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同463の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同462の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同471の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同459 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し田結川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を西進し田結橋との交点に至り、同所から私道を南進し県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し気比字崩シ239 - 5の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を南東に進み市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を南進し字溝谷285の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南東に進み字宮代783の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南東に進み同769の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字伏津841の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字寒浪891の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し市道畑上向住線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道金鋼寺畑上線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み畑上字ミサビ谷39の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南進し同41の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同37の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同県道との交点に至り、同所から同所と字三百保116の南西端とを結ぶ直線を進み同番地の南西

端に至り、同所から水田地類界を北進し県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を北進し市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を東進し気比川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を北進し県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道気比浜5号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み県臨港道路との交点に至り、同所から同道路を北西に進み気比字絹巻4001 - 168の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北西に進み国管理区間界との交点に至り、同所から国管理区間界を南進し円山川右岸の距離標2.4km点に至り、同所から楽々浦湾の汀線を東進し国管理区間界との交点に至り、同所から同区間界を南進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道深原線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み豊岡市立八チゴロウの戸島湿地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し豊岡市城崎町戸島字中島2033 - 1の地番界との交点に至り、同所から同所と円山川右岸の距離標4.2km点を結ぶ直線を西進し同点に至り、同所から国管理区間界を南進し国道178号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み国管理区間界との交点に至り、同所から国管理区間界を北西に進み一日市字戸尻1645 - 1北東端に至り、同所から同所と円山川左岸の距離標9.0km点を結ぶ直線を北進し同点に至り、同所から国管理区間界を北進し桃島川の兵庫県指定区間界との交点に至り、同所から同区間界を南進し桃島池の湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を周回し同区間界との交点に至り、同所から同区間界を北東に進み国管理区間界との交点に至り、同所から国管理区間界を北進し起点に至る線に囲まれた区域（国管理区間内の堤防及び兵庫県豊岡市城崎町今津字中之島を除く。）。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

(指定の日) から平成43年10月31日まで

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部及び周辺の水田を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 A類のコウノトリが集団で繁殖していたが、1971年には野外から姿を消し、1986年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、1965年から始められた試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、2005年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、現在40羽以上のコウノトリが主に当該区域周辺で生息している。当該区域では、2008年からこれまでに9羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を最も多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、河川勾配が緩く、当該区域内にある低湿地帯にはコウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息しており、コウノトリの生息に適した環境となっている。

このほかに絶滅危惧 類のハヤブサ、準絶滅危惧のミサゴ等の希少な鳥類を始めとして37科146種の鳥類が生息している。

このように、当該区域はコウノトリを始めとする鳥類にとって良好な生息環境を有しており、保護を図るべきと認められることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するコウノトリを始めとする鳥類の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- (1) 希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。
- (2) 関係地方公共団体、関係機関、N G O等と連携し当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

3 国指定鳥獣保護区の区域に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 550 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	- ha
農耕地	78 ha
水面	316 ha
その他	156 ha

イ 所有者別内訳

国有地	1 ha
-----	------

国有林	林野庁所管	- ha	制限林	- ha	保安林	- ha	
		文部科学省所管		- ha		普通林	- ha
	国有林以外の国有地（国土交通省所管）		1 ha	その他			- ha

地方公共団体有地	6 ha	都道府県有地	1 ha
		市町村有地等	5 ha

私有地等	227 ha
公有水面	316 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域	333 ha	特別保護地区	- ha
名称（山陰海岸国立公園）		特別地域	180 ha
		普通地域	153 ha
文化財保護法による地域	- ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、兵庫県北部の豊岡市を貫流する円山川の下流域に位置する区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、円山川下流域を中心に主に山地で囲まれており、円山川及びその支川に沿うように谷底平野が分布し、平たん部は水田又は市街地となっている。

谷底平野の地質は、れき、砂、シルト及び泥で、円山川右岸側は、れき岩、砂岩、泥岩、及び石英安山岩質火砕岩類であり、円山川左岸側では、北側に流紋岩及び同質火砕岩類が、南側の比較的標高の高い場所にれき岩、砂岩及び石英安山岩質火砕岩類が、南側の比較的標高の低い場所には、玄武岩及び玄武岩質安山岩が分布している。

ウ 植物相の概要

当該区域では、円山川沿いの低地部又は谷部で水田雑草群落、ヨシクラス等が見られ、山地部には主にスギ、ヒノキ、サワラの人工林、ユキグニミツバツツジ - アカマツ群集、ユキグニミツバツツジ - コナラ群集が広がっている。また、沿岸部を中心として、シイ、カシ等からなる二次林が分布している。さらに、円山川の堤外ではヨシの群落が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域では、カイツブリ、ミサゴ、コチドリ、アオゲラ、ジョウビタキ等37科146種の鳥類の生息が確認されている。また、ジネズミ、コウベモグラ、ノウサギ等10科11種の哺乳類が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害が生じている。特にニホンジカについては、防鹿柵等の設置等の対策により農業被害は減少傾向にあるものの、林業被害は増加傾向にある。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | | |
|----------------|----|---|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 10 | 本 |
| (2) 案内板 | 1 | 基 |

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
		イカルチドリ	
		ケリ	
		タゲリ	
	シギ科	ハマシギ	
		○ イソシギ	
		タシギ	
		チュウジシギ	
		オオジシギ	NT
	カモメ科	ユリカモメ	
		○ セグロカモメ	
		○ オオセグロカモメ	
		シロカモメ	
		○ カモメ	
		○ ウミネコ	
		ユアジサシ	VU、国際希少
ハト目	ハト科	○ キジバト	
		アオバト	
		○ カワラバト(ドバト)	
カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ	
		ホトギス	
フクロウ目	フクロウ科	トラフズク	
		○ コミミズク	
		コノハズク	
		アオバズク	
		フクロウ	
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	VU
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	
ブッポウソウ目	カワセミ科	○ カワセミ	
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	
		アオゲラ	
		コゲラ	
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	
		ハマヒバリ	
	ツバメ科	○ ツバメ	
		○ コシアカツバメ	
		イワツバメ	
	セキレイ科	キセキレイ	
		○ ハクセキレイ	
		○ セグロセキレイ	
		ビンズイ	
		タヒバリ	
	サンショウクイ科	サンショウクイ	VU
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	
	モズ科	○ モズ	
		アカモズ	EN
		オオカラモズ	
	ツグミ科	ノゴマ	
		ルリビタキ	
		○ ジョウビタキ	
		○ ノビタキ	
		○ イソヒヨドリ	
		○ シロハラ	
		○ ツグミ	
	ウグイス科	ウグイス	
		シマセンニュウ	
		マキノセンニュウ	

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
		コヨシキリ	
		○ オオヨシキリ	
		ムジセッカ	
		メボソムシクイ	
		○ セッカ	
ヒタキ科		キビタキ	
		オオルリ	
		コサメビタキ	
エナガ科		○ エナガ	
シジュウカラ科		ヒガラ	
		ヤマガラ	
		○ シジュウカラ	
		ツリスガラ	
メジロ科		メジロ	
ホオジロ科		○ ホオジロ	
		コホオアカ	
		○ カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		シマアオジ	CR
		ノジコ	NT
		○ アオジ	
		シベリアジュリン	
		○ オオジュリン	
アトリ科		○ アトリ	
		○ カワラヒワ	
		マヒワ	
		アカマシコ	
		ベニマシコ	
		イカル	
ハタオリドリ科		○ スズメ	
ムクドリ科		○ ムクドリ	
カラス科		ミヤマガラス	
		ハシボソガラス	
		○ ハシブトガラス	
合計(種)	16	37	146

(注)

1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。

2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天: 国指定天然記念物

レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)

レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)

CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足

LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号に、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

より

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	ジネズミ	
	モグラ科	コウベモグラ	
コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	
ネコ目	イヌ科	ホンドタヌキ	
	イタチ科	ホンドイタチ	
ウシ目	イノシシ科	イノシシ	
	シカ科	○ ニホンジカ	
ネズミ目	ネズミ科	カヤネズミ	
		アカネズミ	
	ヌートリア科	ヌートリア	
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	
合計(種)	6	10	11

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天: 国指定天然記念物
 - レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 - レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)
 - CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 - LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定円山川下流域鳥獣保護区
円山川下流域特別保護地区

指定計画書

(案)

平成24年 月 日

環境省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

円山川下流域特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

(田結地区)

兵庫県豊岡市田結字細坂1699 - 1番地の西側地番界と県道久美浜気比線との交点を起点とし、同所から同県道を南東に進み田結字サゴ谷1321 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1322 - 1の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を西進し字寺谷1327の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1328の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同1329の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し字カヤノ1409の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を北東に進み同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し同1404 - 1と同1418との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字熊ノ畑1266 - 2の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1263の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同1262 - 1と同1265との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し同1242の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南西に進み字鳥ヶ本1078の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1079の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し同1073の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み農道との交点に至り、同所から同所と字辻堂前546の地番界とを最短距離で結ぶ直線を南西に進み同地番界との交点に至り、同所から同地番界を南東に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を西進し字久西452 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同440 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み同449の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同448の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同447の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同446の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同445の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同444の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南進し同445の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北

進し同446の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同447の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同448の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同449の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同450の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同451の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同452 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み字仲田466の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同463の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同462の地番界との交点に至り、同所から同地番界を東進し同471の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同459 - 1の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し田結川左岸との交点に至り、同所から同所と起点とを結ぶ直線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(気比・畑上地区)

兵庫県豊岡市気比字崩シ239 - 5北端を起点とし、同所から山林地類界を南東に進み市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を南進し字溝谷285の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南東に進み字宮代783の地番界との交点に至り、同所から同地番界を南西に進み水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南東に進み同769の地番界との交点に至り、同所から同地番界を西進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し水田地類界との交点に至り、同所から同地類界を南進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字伏津841の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し字寒浪891の地番界との交点に至り、同所から山林地類界を東進し同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進み農道との交点に至り、同所から同農道を北東に進み県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み同川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し市道畑上向住線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道金鋼寺畑上線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み畑上字ミサビ谷39の地番界との交点に至り、同所から水田地類界を南進し同41の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し同37の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北進し県道豊岡竹野線との交点に至り、同所から同所と字三百保116の南西端とを結ぶ直線を進み同番地の南西端に至り、同所から水田地類界を北進し県道香美久美浜線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道久美浜気比線との交点に至り、同所から同県道を北進

し市道気比三原線との交点に至り、同所から同市道を東進し気比川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し起点に至る線に囲まれた区域(畑上字森ケ下693 - 1、700 - 1、同堂ノ前185 - 4、193 - 4 及び200 - 4、並びに気比字椎ケ下1436 - 2を除く。)

(楽々浦地区)

兵庫県豊岡市の円山川右岸の距離標2.4km点を起点とし、同所から楽々浦湾の汀線を東進し国管理区間の境界線との交点に至り、同所から国管理区間界を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(戸島地区)

兵庫県豊岡市城崎町戸島字平島2075 - 2北端を起点とし、同所から豊岡市立八チゴロウの戸島湿地敷地を東進し水田管理道路との交点に至り、同所から同道路を南進し字中島2042の南端に至り、同所から水田管理道路を西進し同2045の南西端に至り、同所から水田管理道路を北進し起点に至る線に囲まれた区域。

(桃島地区)

兵庫県豊岡市の円山川国管理区間界と桃島川の兵庫県指定区間界との境界線南端右岸を起点とし、同所から同区間界を南進し桃島池の湖岸線との交点に至り、同所から同湖岸線を周回し同区間界との交点に至り、同所から同区間界を北東に進み国管理区間界との交点に至り、同所から同境界線を南進し起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

(指定の日) から平成43年10月31日まで

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、兵庫県豊岡市を流れる円山川の下流部を中心とした区域である。

当該区域を含む豊岡盆地は、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 A類のコウノトリが集団で繁殖していたが、1971年には野外から姿を消し、1986年に最後の保護飼育個体が死亡し一度絶滅している。しかし、1965年から始められ

た試験的な人工繁殖を端緒に保護増殖の取組が開始され、2005年からは繁殖個体の放鳥による野生復帰が行われ、現在40羽以上のコウノトリが主に当該区域周辺で生息している。当該区域では、2008年からこれまでに9羽が巣立ち、現在野外に生息している自然繁殖個体を最も多く安定的に輩出している区域であり、コウノトリの生息にとって重要な場所となっている。

当該区域を流れる円山川は、河川勾配が緩く、当該区域内にある低湿地帯にはコウノトリの餌となるトノサマガエル、ドジョウ等の生物が生息している。中でも水田及びその周辺（田結地区、気比・畑上地区等）並びに湿地（戸島地区）は、営巣期及び巣立ち期の親鳥及び幼鳥が採餌に利用しており、コウノトリの繁殖に特に重要な区域である。なお、当該区域内の戸島地区には人工巣塔1基があり2008年から毎年安定的に繁殖が確認されている。

このほかに絶滅危惧類のハヤブサ、準絶滅危惧種のミサゴ等の希少な鳥類を始めとして31科129種の鳥類が生息している。

このように、当該区域は、円山川下流域の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖するコウノトリを始めとする鳥類及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- (1) 希少鳥獣生息地の保護区として、コウノトリを始めとする鳥類の良好な生息、繁殖環境が保たれるよう適切な管理に努める。
- (2) 関係地方公共団体、関係機関、N G O等と連携し当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

3 国指定特別保護地区の区域に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 125 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 - ha

農耕地 73 ha

水 面 31 ha

その他 21 ha

イ 所有者別内訳

国有地 - ha

国有林	林野庁所管	- ha	制限林	- ha	保安林	- ha	
	文部科学省所管	- ha		普通林		- ha	砂防指定地
国有林以外の国有地						その他	- ha

地方公共団体有地	5 ha	都道府県有地	0 ha
		市町村有地等	5 ha

私有地等 89 ha
公有水面 31 ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha	自然環境保全地域特別地区	- ha
		自然環境保全地域普通地区	- ha
自然公園法による地域	42 ha	特別保護地区	- ha
名称（山陰海岸国立公園）		特別地域	39 ha
		普通地域	3 ha
文化財保護法による地域	- ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、兵庫県北部の豊岡市を貫流する円山川の下流域に位置する区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、円山川の下流域を中心に山地で囲まれており、円山川及びその支川に沿うように谷底平野が分布し、平たん部は水田が主となっている。谷底平野の地質は、れき、砂、シルト及び泥となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域では、円山川沿いの低地部又は谷部で水田雑草群落、ヨシクラス等が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域では、カイツブリ、ミサゴ、コチドリ、ジョウビタキ等31科129種の鳥類の生息が確認されている。

また、ジネズミ、コウベモグラ、ノウサギ等10科11種の哺乳類が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域において、ニホンジカ、イノシシ等による農林業被害が生じている。

特にニホンジカについては、防護柵等の設置等の対策により農業被害は減少傾向にあるものの、逆に林業被害は増加傾向にある。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | | |
|---------------|----|---|
| (1) 特別保護地区用制札 | 10 | 本 |
| (2) 案内板 | 1 | 基 |

別表(特別保護地区)

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
カイツブリ目	カイツブリ科	○ カイツブリ	
		ハジロカイツブリ	
		○ カンムリカイツブリ	
ペリカン目	ウ科	○ カワウ	
		ウミウ	
コウノトリ目	サギ科	<u>サンカノゴイ</u>	EN
		ヨシゴイ	NT
		○ ゴイサギ	
		アカガシラサギ	
		アマサギ	
		○ ダイサギ	
		○ チュウサギ	NT
		○ コサギ	
		○ アオサギ	
			<u>コウノトリ科</u>
	<u>トキ科</u>	ヘラサギ	DD
カモ目	カモ科	<u>マガン</u>	国天、NT
		オオハクチョウ	
		コハクチョウ	
		<u>ツクシガモ</u>	EN
		○ オシドリ	DD
		○ マガモ	
		○ カルガモ	
		○ コガモ	
		トモエガモ	
		○ ヨシガモ	
		○ オカヨシガモ	
		○ ヒドリガモ	
		オナガガモ	
		シマアジ	
		○ ハシビロガモ	
		○ ホシハジロ	
		○ キンクロハジロ	
		○ スズガモ	
		ホオジロガモ	
		ミコアイサ	
ウミアイサ			
カワアイサ			
タカ目	タカ科	○ ミサゴ	NT
		○ トビ	
		<u>オオタカ</u>	NT、国内希少
		ハイタカ	NT
		○ ノスリ	
		クマタカ	
		ハイイロチュウヒ	
		チュウヒ	EN
	<u>ハヤブサ科</u>	<u>ハヤブサ</u>	VU、国内希少
		チョウゲンボウ	
キジ目	キジ科	○ キジ	
ツル目	クイナ科	クイナ	
		<u>ヒクイナ</u>	VU
		<u>シマクイナ</u>	EN
		バン	
		ツルクイナ	
		オオバン	
チドリ目	チドリ科	○ コチドリ	

別表(特別保護地区)

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
		イカルチドリ	
		ケリ	
		タゲリ	
	シギ科	ハマシギ	
		○ イソシギ	
		タシギ	
		チュウジシギ	
		オオジシギ	NT
	カモメ科	ユリカモメ	
		セグロカモメ	
		オオセグロカモメ	
		シロカモメ	
		カモメ	
		ウミネコ	
		ユアジサシ	VU、国際希少
ハト目	ハト科	○ キジバト	
		アオバト	
		○ カワラバト(ドバト)	
フクロウ目	フクロウ科	○ コミズク	
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	
ブッポウソウ目	カワセミ科	○ カワセミ	
スズメ目	ヒバリ科	ヒバリ	
		ハマヒバリ	
	ツバメ科	○ ツバメ	
		○ コシアカツバメ	
		イワツバメ	
	セキレイ科	キセキレイ	
		○ ハクセキレイ	
		○ セグロセキレイ	
		ビンズイ	
		タヒバリ	
	ヒヨドリ科	○ ヒヨドリ	
	モズ科	○ モズ	
		アカモズ	EN
		オオカラモズ	
	ツグミ科	ノゴマ	
		ルリビタキ	
		○ ジョウビタキ	
		○ ノビタキ	
		○ イソヒヨドリ	
		○ シロハラ	
		○ ツグミ	
	ウグイス科	ウグイス	
		シマセンニュウ	
		マキノセンニュウ	
		コヨシキリ	
		○ オオヨシキリ	
		ムジセッカ	
		メボソムシクイ	
		○ セッカ	
	シジュウカラ科	ヒガラ	
		○ シジュウカラ	
		ツリスガラ	
	メジロ科	メジロ	
	ホオジロ科	○ ホオジロ	
		コホオアカ	

別表(特別保護地区)

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
		○ カシラダカ	
		ミヤマホオジロ	
		シマアオジ	CR
		ノジコ	NT
		○ アオジ	
		シベリアジュリン	
		○ オオジュリン	
	アトリ科	○ アトリ	
		○ カワラヒワ	
		マヒワ	
		アカマシコ	
		ベニマシコ	
	ハタオリドリ科	○ スズメ	
	ムクドリ科	○ ムクドリ	
	カラス科	ミヤマガラス	
		ハシボソガラス	
		○ ハシブトガラス	
合計(種)	13	31	129

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天:国指定天然記念物
 - レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 - レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)
 - CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 - LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

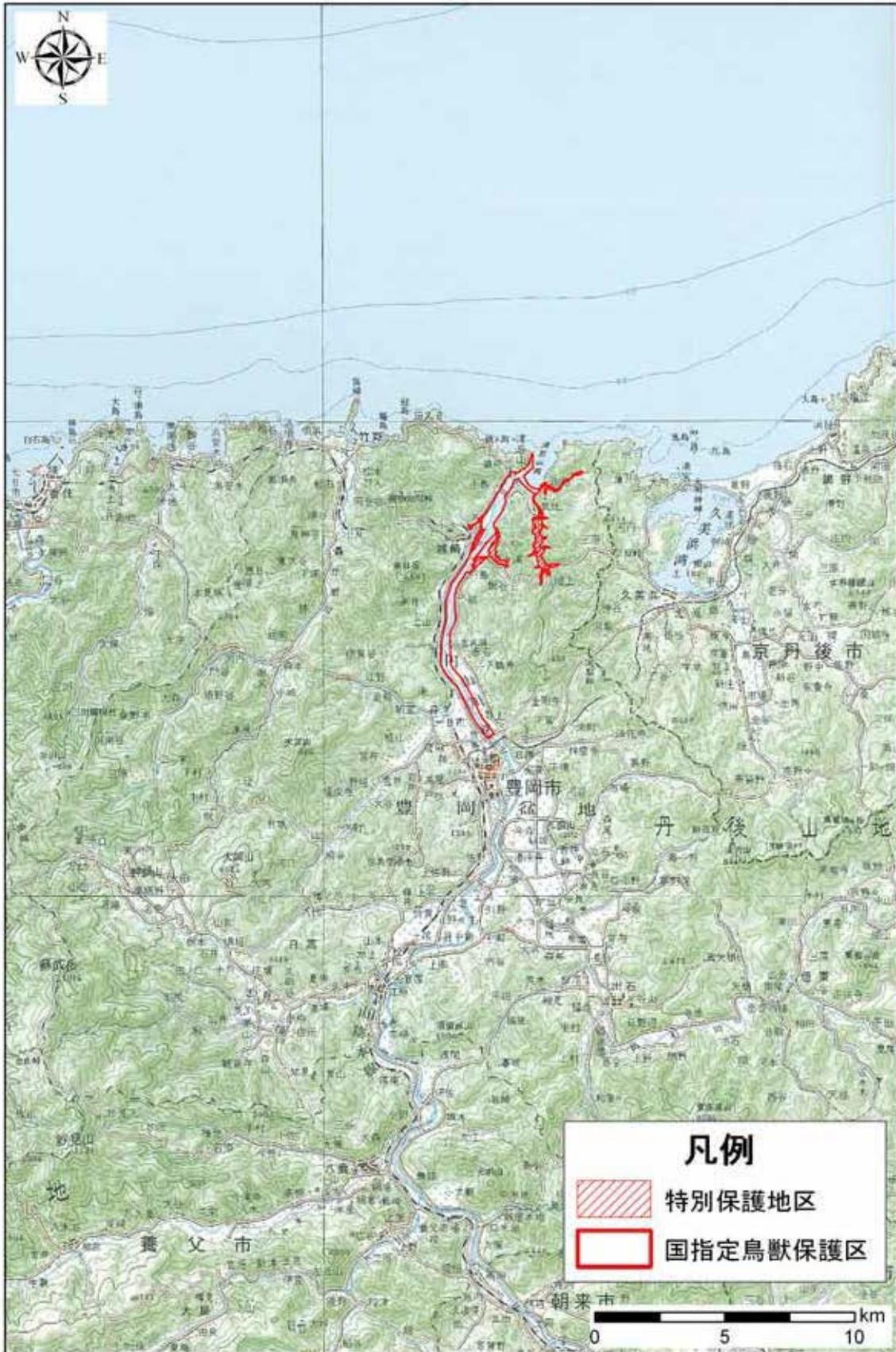
イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
モグラ目	トガリネズミ科	ジネズミ	
	モグラ科	コウベモグラ	
コウモリ目	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	
ネコ目	イヌ科	ホンドタヌキ	
	イタチ科	ホンドイタチ	
ウシ目	イノシシ科	イノシシ	
	シカ科	○ ニホンジカ	
ネズミ目	ネズミ科	カヤネズミ	
		アカネズミ	
	ヌートリア科	ヌートリア	
ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	
合計(種)	6	10	11

(注)

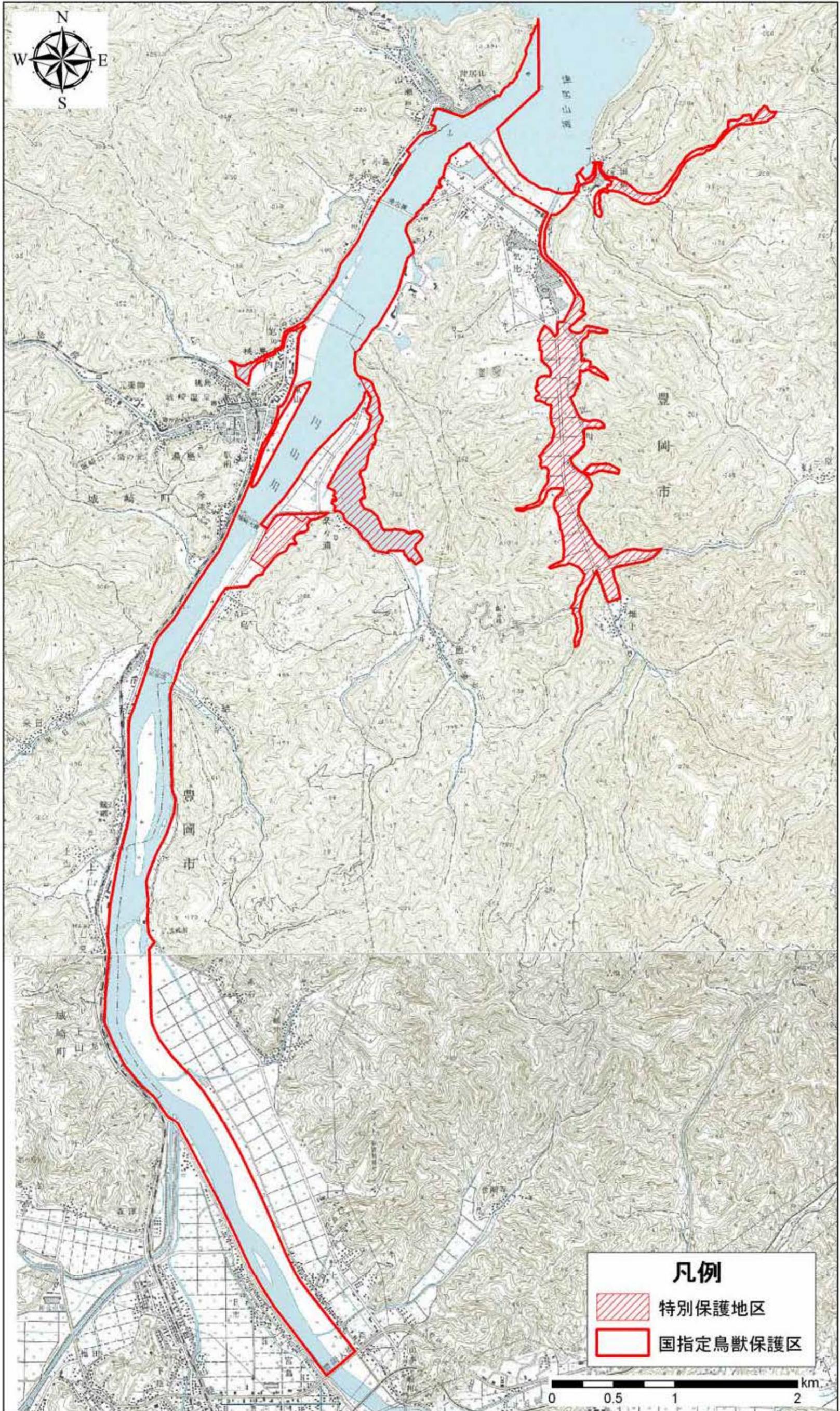
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 - 国天: 国指定天然記念物
 - レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)
 - レッドデータブック(平成14年環境省)(イ獣類)
 - CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 - LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 - 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 - 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定円山川下流域鳥獣保護区予定区域 位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図及び20万分1地勢図を複製したものである。

(承認番号 平23近複、第84号)



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図及び20万分1地勢図を複製したものである。(承認番号 平23近復、第84号)